

○財務省告示第七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年十二月二十一日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年一月十二日

財務大臣 菅 直人

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百五 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行及び財政 投融资特別会計からの繰入れの 特例に関する法律（平成二十一 年法律第十七号）第二条第一項 並びに特別会計に関する法律 （平成十九年法律第二十三号） 第四十六条第一項、第四十七条 及び第六十二条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募
三	振替法の適 用等	
四	発行方法	

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	定	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	入	行	争	の	

争入札発行」という。)

市場特別参加者・第Ⅱ非価格競

るものによる発行(以下「国債

参加者ごとに応募限度額を定め

て、財務大臣が各国債市場特別

した後に「行われる入札であつ

び価格競争入札の募入の決定を

価格競争入札発行」という。)

「国債市場特別参加者・第Ⅰ非

を定めるものによる発行(以下

場特別参加者ごとに応募限度額

であつて、財務大臣が行われる

競争入札と同時に行われる

競争入札発行」という。)

とされるものによる発行(以下「

て得られる価格をその発行平均

価格を募入額により加重平均し

各申込みのうち応募額の高低

も申込みのそのうち応募額の順

当てる。そのうち応募額を順次

各申込みのそのうち応募額を案

割り当てると。応募額を案分

各国民債市場特別参加者ご

募限度額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当て

六

イ

発

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 発 競 II
行 争 額 行 争 非

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

非 者 特 国
価 ・ 別 債
格 第 参 市
競 I 加 場

特 投 関 財 五 債 の 特 投 関 財 十 額 た 条 五 は き 第 五 で 利 第 入 び 確 う 額
例 融 る 政 千 に 規 例 融 る 政 万 万 三 付 第 百 八 額 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て
に 資 た 運 八 つ い に 関 特 め 営 円 千 八 債 の 十 五 万 額 で 百 五 十 一 億 九 千 九 百 七
関 特 め 営 万 円 額 づ 法 計 債 の 必 要 財 源 の 確 保 を
す 別 の 公 必 要 額 づ 法 計 債 の 必 要 財 源 の 確 保 を
る 会 公 必 要 額 づ 法 計 債 の 必 要 財 源 の 確 保 を
法 計 債 の 必 要 額 づ 法 計 債 の 必 要 財 源 の 確 保 を
律 か ら 発 行 した 利 付 国 債 に つ い て
第 二 条 第 一 項 の 政 策 を
第 一 項 の 政 策 を

九	八	七										二																	
		二					ハ						イ																
振替	額	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	行	争	非	者	特	国	行	争	入	
単	面	低	入	札	格	・	第	参	市	札	格	・	第	参	行	競	札	格	込	札	格	・	第	参	市	札	格	・	第
位	金	額	札	競	II	加	場	場	場	競	II	I	加	場	入	入	行	争	金	入	札	競	II	加	場	場	競	II	I
す	額	の	振	五			九						千		百		二			三		国	条	特	五	債	の		
る	の	記	替	万			百					八			三		兆			十		債	の	別	十	に	規		
。	整	載	法	円			三					百			億		百			五		に	規	計	億	い	に		
	数	又	の				十					五			十		四			億		つ	定	に	て	基			
	倍	は	規				九					十			八		億			円		い	に	て	、	づ			
	の	記	定				億					八			億		二					、	基	す	額	き			
	金	録	に				四					千			万		千					、	づ	る	面	発			
	額	は	よ				千					八			八		七					額	き	法	金	行			
	に	、	る				八					百			万		千					面	発	律	額	し			
	よ	最	振				百					八			千		七					金	行	第	で	た			
	る	低	替				八					十			四		十					額	し	四	千	利			
	も	額	口				十					万			百		六					で	た	十	八	付			
	の	面	座				万					円			円		万					九	利	七	百	国			
	と	金	簿				円										円					百	付	七	百	国			

十 十
一 一
イ 一
ロ 一
發

十 十
二 二
三 三

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 發
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 發 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

平 成 二 十 一 年 十 二 月 二 十 一 日
錢 額 錢 額
面 以 面
金 上 金
額 の 額
百 円 に つ き 百 円 三 十 九
に ぞ れ の 百 円 三 十 九
つ き 百 円 四 十 八

(一) 年 一
募 入 三
決 定 の セ ン ト
は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 受 け 取 算 者
は 、 式 一 号 規 定 出 金 額 に 依 り 第 二
十 号 規 定 出 金 額 に 依 り 算 出 する 。
む も の と 算 出 する 。
期 日 に 依 り 算 出 する 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{365}}$$

(二)
に 係 る 所 得 税 が 徴 収 され 子
に 係 る 所 得 税 が 徴 収 され 子
る も の と 算 出 する 。
口 座 記 録 簿 中 の
に 座 記 録 簿 中 の
の 記 載 は 、 前 記 算 式
に 係 る 所 得 税 が 徴 収 され 子
に 係 る 所 得 税 が 徴 収 され 子

